

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

共有認識事項

平成28年3月30日

さいたま市

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
1	埋蔵文化財発掘調査について	<p>①要求水準書P9 第2_2(2) 埋蔵文化財包蔵地での、植栽・仮囲い・既存上水管撤去・ブロック塀越境部分是正等の工事に伴う発掘調査は必要でしょうか。</p> <p>②影響なく撤去できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③また、発生する費用リスクは貴市負担と考えると宜しいでしょうか。</p>	<p>前段及び中段については、埋蔵文化財包蔵地内で土木工事する場合には届出等が必要となります。埋蔵文化財の手続きによりますが、既存上水管撤去や既存ブロックの是正については、設置時に掘削している範囲のため、影響は小さいと考えます。埋蔵文化財包蔵地内における発掘調査未了箇所については、掘削しない仮囲い等での対応をお願いします。</p> <p>後段については、埋蔵文化財の発掘調査が必要となる場合は、市のリスク負担となります。</p>
2	既存緑地面積・樹木本数の基準値について	<p>①緑化について北部都市・公園管理事務所管理課に確認したところ、現大宮西高校の緑化面積は不明とのことでした。緑化面積を計画する上で、現敷地内に保有する緑地の面積、および、高木・中木・低木の本数が必須です。ご教示頂けないでしょうか。</p> <p>②現地調査を前提とした場合、古墳などの整備範囲外の既存緑地面積、樹木本数について、応募グループごとに差異が生じます。既存緑地の調査結果の差異が、提案後（既存+新設）の緑地面積、樹木本数の差異に繋がり、提案緑化計画が適切に評価されないことを危惧しています。市側にて、航空写真の活用等、既存緑地の面積、樹木本数を算出して頂くなど、前提条件としての既存緑地の基準をお示し頂けませんか。</p>	<p>前段については、樹木に関する台帳はなく、緑地面積、樹木本数は市では把握していません。校舎外の調査について、事前に日程調整のうえ、現地調査を行うことを可能とします。</p> <p>後段については、既存の緑地面積等については、「要求水準書資料5 現況敷地図」を参考とし、必要に応じ現地調査等を行ってください。</p>
3	グラウンドの緑化について	<p>緑化について、学校敷地Bグラウンドに樹木の植樹を伴う新たな緑化を行う場合、クラブ活動、授業カリキュラムでの使用に影響が予想されます。緑化可能エリア、グラウンドの使用状況についてご教示頂けないでしょうか。また、要求水準書には一切記載が御座いませんが、貴市ではグラウンドの新たな緑化およびそれに伴う設備などの予算を組んでおられるのでしょうか。</p>	<p>前段については、グラウンド側敷地については、授業及び部活動で全面使用しています。グラウンド側敷地を緑化することは、想定してなく、校舎側敷地での緑化を想定しています。</p> <p>後段については、予算上、グラウンドの緑化は計上していません。学校敷地A校舎側の敷地の緑化は十分見込んでいます。</p>
4	要求水準書の面積表記について	<p>要求水準書P11 第2_3(1)ウに記載されている想定規模面積（延べ床面積）は、①「建築基準法」や②「公立学校施設整備の手引き」による公立学校施設整備に係る建築面積算定方法による床面積ではなく、③実面積と捉えて宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書に記載されている想定規模面積については、建築基準法による延べ床面積としています。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
5	CASBEE学校とCASBEEさいたまの位置付けについて	<p>要求水準書P17 第3_5(9)ウについて、①CASBEEに関し、建築総務課に確認したところ、本事業は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、「CASBEEさいたま」の評価を行う必要がございます。一方、要求水準に記載の「CASBEE学校」は法令上の提出義務は無く、建築総務課での評価ができない旨、伺いました。したがって、要求水準に記載の「CASBEE学校」は「CASBEEさいたま」に読み替えてよろしいでしょうか。</p> <p>②「CASBEE学校」は「CASBEE学校（新築編）」の評価で宜しいですか。</p> <p>③「CASBEEさいたま」と「CASBEE学校」で評価ランクが異なる可能性がありますか。</p>	<p>前段については、建築総務課への届出における「CASBEEさいたま」の評価とは別に、当事業の要求水準である「CASBEE学校」による評価を高校教育課に提出してください。</p> <p>中段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。「CASBEE学校」での評価のみを要求水準としています。</p>
6	CASBEE学校の評価について	<p>① I 期工事後、II 期工事後の各段階でAランクを確保する場合、全工事完了後の最終完成形でAランクを取得する場合に比べ、必要要件、仕様が異なると考えられますが、CASBEEの評価を各工事後に行うことを前提に、市は予算化されていると考えて宜しいですか。</p> <p>② I 期工事後の評価時は、中庭等の新設緑地の整備が未了であるため、緑化等の外構評価点数が低く、Aランク取得が難しいと考えます。また、建物毎に評価した場合、太陽光発電パネル設置場所によっては、評価に偏りが生じるため、断熱性能等の基本仕様に差を付けざるを得なくなる可能性がございます。どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、「CASBEE学校」による評価で、BEE値>1.5(Aランク以上)の確保については、II 期工事後の状況での確認を要求水準とします。</p>
7	CASBEE学校の評価対象範囲について	<p>①CASBEEの評価を行うにあたり、本事業で整備する範囲に関して、BEE値1.5(Aランク)以上を確保するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②「CASBEE学校」については、外構部分に関しても、本事業で整備する範囲のみを仮想敷地として設定し、評価して宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、仮想敷地については、校舎側敷地全体としてください。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
8	渡り廊下等の面積算入について	<p>①要求水準書（案）に関する質問に対する回答P4 No.32「後期課程校舎からの動線も含め、上履きで移動できる経路としてください。校舎から重層体育館へは、屋根付きの渡り廊下とし、要求水準書（案）P11の延べ床面積の外数としてください」とありますが、後期校舎と前期校舎をつなぐ廊下が内部廊下の場合も体育館へ至る動線と考え、延床面積の外数として宜しいでしょうか。</p> <p>②体育館への西側廊下は、延べ床面積の外数と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>③屋外廊下にしても宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、重層体育館の最寄りの新設校舎（前期課程校舎を想定）から、重層体育館の正面入口への廊下についてのみ、要求水準書の整備対象施設の延べ床面積の外数としています。前期課程校舎と後期課程校舎をつなぐ屋内廊下は、要求水準書の整備対象施設の延べ床面積に算入してください。</p> <p>中段については、要求水準書の整備対象施設の延べ床面積の外数とします。</p> <p>後段については、校舎間（前期課程校舎と後期課程校舎の間）は屋内廊下としています。なお、1階部分に限り、開放廊下を可とします。</p>
9	高度地区の緩和における基準時の面積について	<p>高度地区の緩和については、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない計画とする必要がありますが、受領既存資料から床面積が不明な建物があります。（ごみ置場等）。平成25年8月1日時点の確認申請上の延床面積をご教示頂けないでしょうか。或いは、要求水準書P11、12に記載された計画施設面積は、この1.2倍を超えない規模と理解すれば宜しいのでしょうか。</p>	<p>設計に伴い必要な調査（付属建物等）は、事業者を実施をお願いしています。「要求水準書資料6 既存建築物等資料 部室西側2棟の西側部室増築工事（建築）」に面積表があり、③既存屋体兼講堂を除いた面積（15,458.76㎡）を参考としてください。この延べ床面積において、平成11年に確認済証の交付を受けています。</p> <p>建築確認申請時には、現地調査を行い、前述の面積表の建物との相違を調査してください。グラウンド敷地内にも既存建物があります。なお、本提案時は、前述の面積表を元に、計画施設面積を設定して構いません。</p> <p>また、要求水準書P11、12に記載された想定規模面積は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない規模を想定しています。</p> <p>なお、確認済証の交付を受けた内容については、北部建設事務所 建築審査課で建築計画概要書の交付も可能です。</p>
10	非常照明の設置可否について	<p>要求水準書P21 第3_7(4)ア(オ) 非常照明は関連法規等に基づき設置とありますが、建築基準法では学校の非常照明は設置義務免除となります。設置無しとして良いでしょうか。</p>	<p>学校の用途に供する部分は、火災の発生の危険性が少ないこと等の理由により、非常用照明の設置が免除されていますが、利用状況から判断し、非常用照明を設置することが望ましい箇所には、設置してください。</p> <p>設置する箇所としては、夜間利用する合宿所、火気を使用する給食室を想定しています。</p> <p>その他、安全上、防火上、衛生上、望ましいものについては、対応してください。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
11	ガス耐震遮断弁について	要求水準書P25 第3_7(5)ア(ウ)より、「ガス耐震遮断弁を設置する」と記載がございますが、「耐震遮断弁」については、引込ガス遮断弁及び業務用ガス遮断弁（調理室用）と読み替えてよろしいでしょうか。	ガスメーター（マイコンメーター）又は遮断弁に、地震を検知すると自動的に遮断する機能があれば、ご理解のとおりです。
12	ビル管法の適用について	要求水準書P25 第3_7(5)イ(ウ) 学校環境衛生基準に基づき適正に室内環境を維持と記載されておりますが、前期課程が併設されることにより延べ面積8000㎡を超え『ビル管法』の適用物件になると考えます。その場合でも、学校環境衛生基準との解釈で宜しいでしょうか。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）」の適用物件となるため、ビル管法の基準及び学校環境衛生基準の双方を遵守してください。
13	ビル管法の適用について	要求水準書P25、26 第3_7(5)イ、ウ 空調および換気設備の記載事項の中には、建築物衛生法（ビル管法）に係るフィルタや加湿等に関する記述がありませんが、冬期の加湿はポータブル（備品）等も可能と考えて宜しいでしょうか。 また、基本計画時概算にはどのような仕様でお見込でしょうか。	前段については、要求水準書の遵守すべき法制度等に記載している「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）」の適用物件となるため、ビル管法の基準を遵守してください。なお、加湿方法については、事業者の提案に委ねます。 後段については、予算積算段階において、各法令等への対応費用を見込んでいます。
14	工事支障物への対応について	要求水準書P28 第3_8(6)キ 既存の災害用マンホール型トイレ及び専用備品庫は、工事に支障がある場合には撤去前に別途新設することとの記載ですが、I期工事期間中において、仮設トイレ・仮設備品庫で代用しても宜しいでしょうか。	災害用マンホールトイレと同等以上であり、災害時にトイレが利用できるのであれば代用可とします。
15	ゴミ集積所について	要求水準書P28 第3_8(6)ケ 既存体育館西側の道路付近に集積所を設けた場合、ゴミ収集していただけたと考えて宜しいでしょうか。	ゴミ集積所については、ゴミ収集車の作業場所を敷地内に設けることを原則とし、搬入経路確保と作業のしやすさ、安全性の確保を考慮した提案をしてください。
16	危険物の保管量について	要求水準書P28 第3_8(6)クより「危険物は灯油90リットル、ガソリン18リットル程度を想定している」とありますが、左記の量で危険物の指定数量の0.18倍であり現状は少量危険物には当たりませんが、0.2倍以上となると少量危険物となります。危険物は0.2倍未満の量と判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
17	生徒と車両の動線分離について	要求水準書P29 第4_2(1)ア(ア) ①敷地東側の校門(北校舎側)は前期校舎北端部が接近する為、新たに仮設生徒用校門を整備することで動線を分離しても宜しいでしょうか。	施設利用者が適切に利用できるのであれば、事業者の提案に委ねます。
18	前期課程校舎と既存南北校舎の教職員、生徒の通路について	生徒、教師の校舎間の行き来は仮設通路の設置により対応と考えてよろしいでしょうか。	新設した前期課程校舎と北校舎、南校舎への教師、生徒の移動に関しては、工事中ということもあり、屋根付きであれば仮設の通路でも支障はありません。基本的に土足ではなく上履き利用での通路を想定しています。
19	グラウンド側敷地の利用について	要求水準書P30 第4_2(1)ア(ア) ④学校用の60台を含む駐車場と工事現場事務所の設置は、陸上競技用トラックスペース部分の借用を考えています。 既存施設の移設などを含めた利用計画については市及び学校側と協議の上、設置することで宜しいでしょうか。(震災対策用応急給水施設を含む)	前段については、教育活動への影響が少ない箇所、グラウンドが利用しやすいように、設置してください。(陸上トラック部分は、学校使用と考えています。)なお、校舎側敷地を有効に使用するなどして、グラウンド敷地の利用は最小限としてください。 後段については、ご理解のとおりです。
20	工事説明の実施時期と頻度について	要求水準書P31 第4_2(2)ア(ア) 工事説明の実施時期については、 ・I期解体工事着工前 ・I期建設工事着工前 ・II期解体工事着工前 ・II期建設工事着工前 ・上記の実施時期の他、 下記の建設工期中、適宜(1年以上空けない) I期はH29年4月～H31年2月 II期はH32年4月～H34年2月 と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
21	工事期間中のホームページについて	要求水準書P32 第4_2(3)チについて、工事期間中のホームページについてですが、市で考えられる更新頻度についての考えはありますか。事業者の提案にゆだねられるということでしょうか。また、事業者が開設するホームページは独自のホームページで独自のアドレスで開設するのか、それとも今の西校のホームページの中に作るのでしょうか。	事業者が作成するホームページは、工事の進捗状況により更新とし、事業者が独自に開設するホームページとして下さい。
22	ホールや視聴覚室の構造計画について	ホールや視聴覚室のようにスパンを飛ばす諸室の構造について梁をS造、上部スラブをRCとすることは可能でしょうか。	大空間が必要な場所においては、構造上・安全上支障なければ、梁をS造とすることを可とします。
23	渡り廊下などの構造について	渡り廊下や連結通路、階段および駐輪場の構造も木造以外であれば、事業者の自由提案でよろしいでしょうか。	校舎はRC造としていますが、渡り廊下についてはS造とすることを可とします。駐輪場など構造の指定のない構造物については木造以外であれば事業者の提案に委ねます。 なお、校舎内の階段（外部階段含む）については、RC造とします。
24	記載以外のアスベストやPCBの処理費への予算対応策について	Ⅱ期工事における要求水準書に記載以外のアスベストやPCBについての撤去費用については市の負担と考えているが、別途予算対応するということがよろしいでしょうか。	要求水準書に記載以外のアスベストについては、市が別途予算対応します。PCB使用機器や含有シーリング材が顕在化した場合、保管庫までの移設は事業者の業務範囲となり、保管及び処分については、市の負担となります。
25	撤去備品の配置場所	既存施設の什器備品の撤去は市にて行い、敷地内の指定場所までの移設を事業者の業務との質疑回答がございしますが、敷地内の指定場所をご指示願います。	事業者と市側と協議の上で敷地内に保管場所を決めることとなりますので現段階では、指定場所を示せません。
26	化学室の移設対応薬品	北校舎の化学室の薬品庫の薬品の移動も備品等移設業務に含まれるとありますが、リストがございません。すべて移設する理解でよろしいでしょうか。いずれにしても、薬品の品目・数量をご指示ください。	前段については、ご理解のとおり、すべてを移設する業務としています。 後段については、薬品の品目は、通常、学校の授業で使用するも品目とし、既存薬品庫により数量を判断してください。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
27	既存施設の維持管理業務について	既存施設の維持管理業務の開始日についてご教示ください。	既存体育館、部室等の維持管理業務はⅠ期維持管理開始日（平成31年3月）からとなりますが、警備業務に限り現在の警備業務委託の終了後である平成32年4月からとします。 なお、サービス対価Eについては、入札説明書P28に記載のとおり、Ⅰ期維持管理業務開始（平成31年3月）からⅡ期維持管理業務開始（平成34年3月）までは、第1回目の支払を除き各回均等額となるよう提案してください。第1回目の支払は、他の支払回（第2回～第12回）における金額の30/90を乗じた額としてください。
28	情報端末機器・システムについて	要求水準書P50 第6_1_1(2)ア情報端末機器について、初期導入時と同等のコストで将来の高スペック化に対応すること、が定められておりますが、本事業は長期間にわたるため、将来的にICTシステムの仕組みそのものが大幅な変革をする場合もございます。現在の仕様から逸脱し、現在では想定できない程の変更がある場合には、協議事項とさせていただいて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	情報端末機器・システムについて	学校の図書館で他校の蔵書検索機能の連携も考えていますとの質疑回答がありましたが、この解釈について、他校との検索機能の接続は本件学校のネットワークとは別のところ（上位のネットワーク）で設定すると理解しており、この検索機能の接続については事業者の業務範囲外であることを確認させてください。	本事業の業務範囲外です。
30	重層体育館のエアコンの所有権について	重層体育館のエアコンは、現状リース会社の資産であるため、リース契約継続中は事業者がメンテナンスを行うことは問題があると思われま。事業者の業務に含める場合はリース契約が終了し、市に所有権が移転している状態としていただけないでしょうか。	Ⅰ期維持管理開始日（平成31年3月）より事業者の業務に含んでいるため、市の所有物とします。
31	学校の最終施錠について	用務員業務は、平日は午後5時15分、土曜日は午後1時までの業務となるため、学校の最終施錠は市が行うということによろしいでしょうか。	用務員の業務時間外であれば、市が最終施錠を行います。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
32	売店運営について	要求水準書P61 第8 付帯事業の売店運営について、Ⅰ期供用開始の平成31年度を、既存校舎で行うことは可能でしょうか。	既存北校舎に売店スペースはありますが、当該スペースで売店運営を行う場合には、現在売店を行っている企業と市が協議した結果によります。なお、売店運営については、Ⅱ期供用開始（平成34年4月）からの営業でも構いません。
33	自動販売機の設置使用料について	自動販売機の設置使用料を1台あたり年間44万円とした根拠をご教示いただけないでしょうか。 ※赤字となった場合には、撤退することは可能でしょうか。また撤退が不可であった場合、使用料の見直しはしていただけるのでしょうか。	前段については、自動販売機の公募担当部署と協議し、公募による設置使用料の実績及び生徒数により、設定しています。 後段については、要求水準としているので、撤退は不可としています。 付帯事業については、使用料の見直しはせず、事業期間固定としています。
34	中学生の売店、自動販売機の使用について	売店・自動販売機ともに、開業当初より業務を実施します。その際、3年間は主に中学生を対象とすることになるかと思えます。当然のことながら、中学生は現金を持参できる環境にあり、売店、自動販売機の使用を学校より許可されているとの理解でよろしいでしょうか。	前期課程生徒（中学生相当）についても、売店・自動販売機の使用を想定しています。
35	自動販売機の飲料水販売価格について	大宮西高校を見学させていただいた際、その自動販売機の飲料水販売価格について、500ml：100円、缶：80円となっております。要求水準書には、市場価格よりも安価なものとあります。必ずしも現状の販売価格を守らなければならないということではないと理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	自動販売機の追加設置について	仮に事業者が自動販売機を2台設置した場合、その後追加で自動販売機を設置する場合は、市と自動販売機設置業者との契約となるのでしょうか。 もしくは、事業者との契約になるのでしょうか。	自動販売機の台数変更については、自動販売機設置業者とではなく、事業者（SPC）との協議により行います。 なお、市が事業者（SPC）に対して追加で行政財産の使用を認めた上で、事業者が自動販売機設置業者と契約することが想定されます。市が事業者（SPC）以外の自動販売機設置業者と契約することは、想定していません。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
37	食堂の利用者数について	現状、高校生は食堂を利用しているものと考えますが、本計画においては、食堂の計画はありません。高校生は弁当等を持参するとの理解でよろしいでしょうか。また売店で軽食を販売するにあたり、食堂の利用者数をご教示ください。	前段については、後期課程生徒（高校生相当）は、弁当持参や売店利用等による昼食を想定しています。 後段については、平成26年度において、食堂にて約4万食、別の企業によるパン販売は、13,871個となっています。
38	地域開放の将来計画について	本施設の地域開放に関するお考えや将来的な展開等のお考えはありますか。	現段階において、各種教室、重層体育館等の地域開放は想定していません。
39	要求水準書の参考書類の考え方について	①要求水準書P20、24より「建築設備計画基準・同要領（建設大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）」、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）」とありますが、「建築設備計画基準・同要領（建設大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）」は現在発行されていないため、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）」と読みかえて良いですか。また最新版とは平成27年度版としてよろしいでしょうか。 ②「建築設備計画基準・同要領（建設大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）」については、一般的事務庁舎を対象としているものようですが、今回は学校用途のため上記基準を遵守する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、現在、建築設備計画基準・同要領はないため、建築設備計画基準としてください。よって、建築設備計画基準及び建築設備設計基準となります。最新版とは、提案時においては、平成27年度版となります。 後段については、本施設は、用途が学校であり、「建築設備計画基準」は、あくまで「基準」であるため、実際内容にそぐわないと合理的に判断できる内容については、遵守しないことも可とします。
40	特別教室の最大使用人数について	「要求水準書資料4 諸室諸元表」 P1～4 普通教室の最大使用人数は42人（生徒40人、教員2人）となっていますが、記載されている特別教室の中には42人を超える想定をしている部屋があります。発生人数及び家具の考え方について御教示下さい。	特別教室での授業は、生徒をグループ分けする際に、1台あたりの実験台等の対応人数の関係で、最大席数等が生徒人数と合わない場合があります。家具等の数量については、「要求水準書資料12 什器備品等一覧表」のとおりとしてください。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
41	諸室諸元表と備品リストとの差異について	<p>①「要求水準書資料4 諸室諸元表」の室面積では、「要求水準書資料12 什器備品等一覧表」で求められている新規備品と移設備品が入りきれない室がございます。また、新規備品と移設備品の使用用途が重複しているものがございます。その場合、新規備品を優先し、移設備品は不要と考えてよろしいでしょうか。また、一時保管場所に事業者が移設し、廃棄は市が行うとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②一時保管場所に関して、新たに屋根付きの建物を建てる場合は、新たな保管場所の建設業務は事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。過去の質疑回答では重層体育館等を考えていますと回答いただいていたので既存の建物を保管場所として利用するというお考えで宜しいでしょうか。</p> <p>③職員休養室に関しては要求されている面積では、配置する新規備品が収まらないのですがどのような対応をすれば宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、重複している備品に関しては敷地内に一時保管場所を事業者と協議の上決めます。事業者が移設を行い、廃棄する場合は市が行います。</p> <p>中段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、職員休養室の主要用途は更衣室のため、更衣ロッカーを主体に配置し、休養のスペースを可能な限り確保してください。なお、新規備品が収まらない場合には、新規備品のソファとテーブルは設置しないことを可とします。</p>
42	諸室諸元表と備品リストとの差異について	<p>「要求水準書資料4 諸室諸元表」と「資料12 什器備品等一覧表」、「資料16情報端末機器・システム」の不一致な内容等を一覧で列記いたしました。</p>	<p>内容等がわかる資料を、交付します。</p>
43	特別教室の流し台設置	<p>①実験台（流し付）、調理台（流し付）がある室において、「要求水準書資料4 諸室諸元表」の水道設備欄に○印がついている室（第一理科室、第二理科室、理科準備室、第一家庭科室、地学室、地学準備室、物理室、物理準備室、生物室、生物準備室、化学室、化学準備室）は、流し台の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②「要求水準書資料4 諸室諸元表」の水道設備（流し台）の設置要望がある各室については、原則流し台×1台（蛇口×1台）設置と考えて宜しいでしょうか。また、美術室については、「水道を多めに設置すると記載がございますが、台数については特に指定はないものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③窓下流し台（備品工事）を設置する室（地学室、地学準備室、生物準備室、化学室、化学準備室、物理室、書道室、書道準備室、外国語学習準備室）について、流し台の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、各準備室（理科準備室、地学準備室、物理準備室、生物準備室、化学準備室）には、流し台を設置してください。</p> <p>中段については、部屋の用途、規模によりますので、実際の利用に支障がないような設計提案としてください。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
44	解体撤去する校舎の杭の条件統一について	<p>撤去する既存杭の数量に関する事項です。公表されている既存図で既存校舎①(S46年度、S47年度)及び既存校舎②(S48年度)に建設されたもの(全体の1/3程度)しか構造図が無いため、全体の現況の杭詳細が分かりません。その他既存図面は存在しているのでしょうか。建設年度により杭長も異なる為、撤去する杭に関して各社想定で見込むと金額差が大きく異なることが予想されます。数量を指示または入札の為に統一条件を示していただけないでしょうか。</p> <p>以下参考までに暫定想定数量を提示させていただきます。</p> <p><要求水準書資料6-1~6-3 既存建築物等資料> 全446本 既存校舎①(S46,47年度) 既存校舎②(S48年度) φ300:L5m 8本,L11m 189本,L14m 15本, L17m 138本 φ350:L14m 96本 <図面なし(想定)> 全480本 既存校舎①(S40,41年度) φ300 L11m 330本 既存校舎②(S49年度) φ350 L14m 150本 その他の建物は杭無を想定しております。 ある条件で統一していただけないでしょうか。入札に差が生じ公平な評価ができない可能性が生じます。</p>	<p>存在する図面は公表しているものがすべてです。図面を公表している建物(「要求水準書資料6-1~6-3 既存建築物等資料」)については、図面のとおりであり、お見込みの数量で妥当と考えます。図面を公表していない建物については、お見込みの数量で妥当と考えます。杭の撤去費用については、上記を参考に算定してください。</p>
45	厨房機器仕様書一覧表(参考)の捉え方について	<p>①「要求水準書資料11 厨房機器仕様書一覧表(参考)」に記載されている機器以外の機器の追加又は、一部を減らすことは宜しいでしょうか。</p> <p>②記載されていない機器に変更しても宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、台数については、原則、厨房機器仕様書一覧表のとおりとしますが、一覧表のとおり調理能力等を満たすのであれば、追加又は一部を減らすことも可能です。機器については、同等以上の機能と性能を有するものであれば機器の代替は可能です。</p> <p>後段については、同等以上の機能と性能を有するものであれば、事業者の提案に委ねます。</p>
46	備品リストについて	<p>①「要求水準書資料12 什器備品等一覧表」に記載されている什器で、仕様・寸法が特定できないものがございます。特定できる資料を頂けないでしょうか。</p> <p>②教師用の椅子についてですが、規格を確認すると肘付きの仕様になっていますが、すべての教室に用意するという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、内容等がわかる資料を、交付します。また、修正した「要求水準書資料12 什器備品等一覧表」を公表します。</p> <p>後段については、通常教師用は肘付きを採用しています。仕様を参考としてください。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
47	記念室の応接セットの設置の必要性	記念室のオープンスペースに什器備品リストに応接セットがあります。オープンスペースにはそぐわないと考えます。不要と考えてよろしいでしょうか。	記念室の見学における休憩等を想定し、応接セットを設けています。記念室の提案において、配置できない場合には、設置しなくても構いません。
48	駐輪場の台数について	駐輪場の台数についてですが、既存駐輪場のうち解体しない駐輪場もありますが、今回要求水準で求められている480台分とは残す駐輪場の駐輪台数も含めて480台との理解で宜しいでしょうか。	残す駐輪場の台数も含めて480台確保してください。 なお、駐輪場は、まとまった配置が望ましいと考えています。
49	コンピュータ室について	コンピュータ室の2人掛けの机は、それ以外の提案を事業者側が行う余地はありますか。	事業者の提案に委ねます。
50	調理室の対応方法について	「要求水準書資料17 学校給食室実施設計における基本事項（参考）」P3、4 2 (7)イ及び2 (8)ク 調理室について、下処理室間はカウンターと冷蔵庫、冷凍庫の両方を設けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、消防法等の条件を満たすことができない場合等は、冷蔵庫と冷凍庫は、調理室に設置してください。
51	各部屋の作業動線について	①「要求水準書資料17 学校給食室実施設計における基本事項（参考）」P6 3 (3)ウ(ウ)食肉・魚貝類は、下処理室を経由せず、直接調理室へのルートと考えて宜しいでしょうか。 ②下処理室は全ての食材を下処理する部屋と考えて宜しいでしょうか。 ③食肉・魚介類専用の調理室に向かう別ルートを提案するのであれば要求水準以上とみなされるでしょうか。	前段については、食肉・魚介類については、検収後に下処理を行わない場合は、下処理室を経由せず直接調理室へのルートで構いませんが、下処理を行う場合は下処理室で行います。 中段については、ご理解のとおりです。 後段については、別ルートについては、事業者の提案に委ねます。別ルートを設けた提案は、要求水準を満たしています。
52	厨房機器等の更新時期について	「要求水準書資料17 学校給食室実施設計における基本事項（参考）」P16 5 (13)ア、イ 厨房機器、固定式板金製品、及び移動式板金製品は、原則的に全て更新とありますが、事業契約期間中に機器更新を行うということで宜しいでしょうか。	要求水準の性能等を満たすのであれば、事業期間中の更新については、事業者の提案に委ねます。
53	図書館の書籍の移設について	入札説明書等に関する質問に対する回答（その2）要求水準書No.71について、図書館の書籍の移設に伴う梱包、開梱及び配架の作業については、貴市にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	図書館の書籍の移設については、梱包、開梱及び配架の作業は、事業者が行う備品等移設業務に含まれます。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
54	書籍・書類等の移設について	入札説明書等に関する質問に対する回答（その2）要求水準書No.193について、①書類等の移設に伴う梱包、開梱の作業については、貴市にて行うとの理解で宜しいでしょうか。②移設する書籍・書類の量は100箱程度（その他質疑回答No.2）という理解で宜しいでしょうか。③先生方の机の中の書類や備品も事業者側にて同じように対応しなければならないでしょうか。	前段については、書類等を梱包、開梱する作業についても、事業者が行う備品等移設業務に含まれています。 中段については、大宮西高等学校から引き継がれる書籍・書類とは別になります。 後段については、貴重品等は先生方で管理してもらうよう指示しますが、その他は事業者側にて対応をお願いします。
55	屋内の記念品の内容及び移設する数量	①記念品について屋外の記念品はリストがあり事業者提案と質疑回答がありましたが、屋内の記念品についてのリストがありません。そのためどの記念品を移設するのか記録保存後撤去するかがわかりません。ご指示ください。ちなみに質疑回答では「食堂兼合宿所の記念品については可能な範囲で移設となる」とありこれも上記同様に記念品が明確ではございません。 条件を統一するという考え方も含めご提示いただけたらと考えます。 ②歴史ある西校の記念品は非常に重要なものと考えますが、現状防犯カメラの設置はしているのでしょうか。 市の方針としてプライバシーの問題から防犯カメラは設置しないという方針があるのでしょうか。	前段については、校内の記念品についてはリストがないのが現状です。移設するか撤去するかについては実際に都度協議を想定しています。校内の記念品については、段ボール箱（幅37cm、奥行33cm、高さ27cm程度）約100箱相当を想定しています。 後段については、既存の大宮西高等学校には設置していません。防犯カメラを設置しないという方針はありませんので、事業者の提案に委ねます。
56	敷地西側グラウンド部分のセキュリティについて	敷地西側グラウンド部分のセキュリティに対して、どの程度を想定しているか御教示下さい。 市民の公園のように出入り自由をお考えでしょうか。	前段については、必要とするセキュリティは現在と同等とお考えください。 後段については、グラウンドを公園のように地域開放することを想定していません。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
57	「様式4-2 入札価格内訳書」にかかる質問回答の明確化について	<p>入札説明書に関する質問回答(その2)No. 38(様式4-2 入札価格内訳書関連)では、『サービス対価A及びBの算定方法により算出される金額(負担金等及び起債)は、消費税等分を含む金額となります。そのため「様式4-2 入札価格内訳書」においては、支払い時期における消費税等の率である10%分を割引いて下さい(算定式により算定した金額の110分の100に相当する金額とすること)』とありますが、当該様式4-2の契約金額に関しては、『※4 消費税率については、8%を用いてください。』とあります。</p> <p>①入札提案時には、質問回答の通り、サービス対価A及びBについてのみ、消費税率を10%とし、その他は8%として、契約金額を記入するという理解で間違いはないでしょうか。</p> <p>②サービス対価A及びBに関しては、実際の支払時期において消費税率が10%ではなかった場合にも、入札提案時の金額のまま不変(適正な消費税率に基づき再計算・金額の調整がなされることはないもの)、と理解して良いでしょうか。</p>	<p>前段については、サービス対価A及びBの算定方法により算出される金額は、消費税等分を含む金額となるため、「様式4-2 入札価格内訳書」のサービス対価A及びB欄には、支払い時期における消費税等の率である10%分の割引として、算定式により算定した金額の110分の100に相当する金額を記載しますが、契約金額(円)欄には、サービス対価A及びBを含め消費税率8%を用いた金額を記載してください。後段については、実際の消費税等率が8%であった場合には、2%分上乘せ($\times 110/108$)した額(税込算定額の$\times 100/108$と同額)に消費税等8%を加算した額(入札提案時の税抜き価格の+10%が税8%込の額)とします。</p> <p>結果として、消費税等の率が10%となった場合には、サービス対価A及びBの算定方法により算出される金額(税込み)が支払われることとなります。</p>
58	様式の記載方法について	<p>様式:A 3共通“本文文字の大きさは10ポイント以上(図・表は除く)としてください。”とありますが、設計図中の室名及び寸法は10ポイント以下で宜しいでしょうか。</p> <p>また、JISの建築製図通則によると通り記号の記載も生じてきます。どのようにすれば宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりですが、読みやすいよう、できる限り大きめの文字でお願いします。</p> <p>後段については、見やすくするためであれば、省略することも可とします。</p>
59	様式の記載方法について	<p>様式:A 4共通“○○○○に関する提案書”下段の“○ ○○○○ ○○”の部分について、様式名を記載するということが宜しいでしょうか。2枚目以降の表示方法はどのようにすれば、宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。様式集P30と同様に、1枚目に項目番号、項目名(第3_記載内容の様式名部分)を記載してください。</p> <p>後段については、様式番号までを記載してください。</p>
60	様式の記載方法について	<p>「様式6-1_①外観透視図」、「様式6-2_②内観透視図」は、用紙1枚につき、透視図を1枚のみ記載するということが宜しいでしょうか。</p>	<p>用紙1枚につき、透視図の記載数は事業者の提案に委ねます。</p>

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
61	様式の記載方法について	「様式6-3_③設計概要・面積表・仕上表」ですが、第3 記載内容には3枚、別添資料は(1/4)～(4/4)まで4枚と最大枚数が相違します。別添資料の最大枚数を正として宜しいでしょうか。 様式には、家庭科室や各準備室等の記載されていない室もありますので、様式に記載されている以外の室を記載して宜しいでしょうか。また、仕上げのみの記載で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、諸室の記載（文字10ポイント以上）により、枚数が増える場合には、最大枚数4枚を超えることを可とします。 中段については、様式に記載されている以外の室については、追加記載してください。 後段については、ご理解のとおりです。
62	様式の記載方法について	①様式集P31「様式6-3_③設計概要・面積表・仕上表[1/4]」①設計概要・面積表の区域面積とは、敷地全体の面積（50,464.24㎡）と、校舎側（市街化区域：24,565.15㎡）のどちらの面積を示しているのでしょうか。 ②同表中の“建築面積（建ぺい率）”及び“延床面積（容積率）”の算定において、既存体育館への渡り廊下（後期校舎と前期校舎をつなぐ渡り廊下及び前期校舎と既存体育館をつなぐ渡り廊下）の面積は算入しないということで宜しいでしょうか。 ③建ぺい率、容積率の算出は、既存建築物も含むものと考えて宜しいでしょうか。	前段については、敷地全体の面積（50,464.24㎡）を示しています。中段については、建築基準法による面積とし、要求水準書の整備対象施設の延べ床面積について、「前期課程校舎と後期課程校舎をつなぐ渡り廊下」は内数とし、「重層体育館の最寄りの新設校舎（前期課程校舎を想定）と既存体育館をつなぐ渡り廊下（正面入口側、西側とも）」は外数としてください。 後段については、ご理解のとおりです。既存建築物の面積につきましては、「要求水準書資料6 既存建築物等資料 部室西側2棟の西側 部室増築工事（建築）」の面積表（建築面積：6,429.94㎡、延床面積：15,458.76㎡）を参考としてください。なお、合計面積の記載にあたり、括弧書きにて、整備部分、既存部分の記載をお願いします。また、以下の対応をお願いします。 ・付帯施設である、ごみ置き場、危険物等の倉庫、ごみ集積所について、各施設内容が分かるように記載して下さい。 ・①設計概要・面積表は、施設項目「D 合宿所」の右に「E 付帯施設」の列を追加してください。 ・②外部仕上表は、「E 付帯施設」とし、「E 外構」を「F 外構」としてしてください。 ・③内部仕上表に「E 付帯施設」についても記載してください。
63	様式の記載方法について	設計図書の縮尺は、提案内容をわかりやすく説明するために、任意としても宜しいでしょうか。	指定の様式は提出してください。指定様式に追加して、補足資料を提出することは可とします。ただし、補足資料については、各図面につき、縮尺を変えた図面（同じ内容のもの）を追加1枚までとします。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
64	国際交流に関するカリキュラムについて	「教育活動への提案」に「国際交流に資する提案」とありますが、貴学校において国際交流に関してどのようなカリキュラムを予定しているのでしょうか。	海外フィールドワーク（修学旅行）、交換留学、インターネット会議等ICTを活用した交流等を想定しています。
65	火災保険について	①事業契約書（案）P42 別紙4 2(2)貴市におかれましては、本施設を含めた全ての公の施設を対象とする共済保険を付保されるものと理解しています。事業コスト最適化の観点からダブル付保をさけるべく、運営維持管理期間中の火災保険の付保が不要である事をご確認いただけますでしょうか。 ②一部火災保険、残りをグループの信用力で対応可能と考えて宜しいでしょうか。	前段については、事業者帰責により施設に損害が生じ、市の共済保険から求償された場合に備え、事業者側も火災保険を付保してください。 後段については、補償額を再調達価格とする火災保険等と同等の提案であれば可とします。この場合、同等であることを保証する保証書（様式自由）を提案時に提出して下さい。
66	火災保険について	火災保険等の補償額について、事業計画書（案）では、補償額は任意と記載されておりますが、事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.83を見る限り、最低でも再調達価格と読めます。どのように設定すればよろしいでしょうか。	事業者が付保する火災保険等は、本事業で整備する施設については再調達価格に対応できるものとし、既存施設（重層体育館、部室等）については任意とします。
67	基準金利の扱いについて	資金調達上の前提条件として、基準金利がマイナスとなった場合でも、最低ラインはゼロ金利と考えて宜しいでしょうか。あるいはマイナスになった場合は、そのマイナスが基準金利となってスプレッドと考えるのでしょうか。	基準金利がマイナスの場合には、基準金利がマイナスとしないことを基本として協議します。
68	契約保証金について	事業契約書（案）P3 第10条 契約保証金を各業務期間に分けて納付する場合には、各業務期間に納付する契約保証金について改めてご教示下さい。	I期建設対象施設引渡しまでの契約保証金の金額は、サービス対価AからDまでの合計額の100分の10に相当する金額となります。 I期建設対象施設引渡し後からII期建設対象施設の引渡しまでの契約保証金の金額は、サービス対価B及びDの合計額に当該期間のサービス対価EからGまでの合計額を3で除した額を加えた額の100分の10に相当する金額となります。 II期維持管理業務開始日（II期建設対象施設の引渡し日の翌日）からの契約保証金の金額は、II維持管理業務開始日以降のサービス対価EからGまでの合計額を15で除した額の100分の10に相当する金額となります。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
69	調査業務における入札説明書の内容と齟齬がある場合のリスク負担について	事業契約書（案）第19条第4項において入札説明書の内容と齟齬が生じた場合の対応策として協議する、及び事業者が実施した調査内容に不備、誤謬があった場合には事業者の費用負担と責任により対応するとし記載がないため、入札説明書の内容と齟齬が生じた場合の費用負担の考え方は、第17条第1項第1号に準ずるといふことよろしいでしょうか。	第17条第1項第1号には準じません。 費用負担については第19条第4項の規定に基づき協議となります。 なお、入札説明書等の不備により生じた費用は市が負担します。
70	施設引渡し前の契約解除等について	事業契約書（案）P21 第71条第3項 違約金は各業務期間に応じて以下の金額となるという理解で宜しいでしょうか。 ・ I 期建設期間分の引渡しまでに前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、第 I 期設計・建設業務に係る違約金はサービス対価A およびCの合計額の100 分の10に相当する金額 ・ II 期建設期間分の引渡しまでに前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、第 II 期設計・建設業務に係る違約金はサービス対価B およびDの合計額の100 分の10に相当する金額	I 期建設対象施設の引渡しまでに、第71条第2項第1号により本事業契約が解除された場合は、サービス対価AからDまでの合計額の100分の10に相当する金額となります。 I 期建設対象施設の引渡し後から、II 期建設対象施設の引渡しまでに第71条第2項第1号により本事業契約が解除された場合は、サービス対価B及びDの合計額の100分の10に相当する金額となります。
71	施設引渡し前の契約解除等について	事業契約書（案）P21 第71条第5項 施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除で、事業者は市に対し違約金と損害賠償請求が生じますが、市は出来形部分を買受けない場合もあり、そのような場合でも事業者は自らの費用と責任により、本事業用地を原状（更地）に回復した上で引渡す責任もあるとの記載があります。改めてお考えをお示してください。	原案のとおりとします。
72	施設引渡し以後の契約解除等について	事業契約書（案）P24 第75条第4項について、I 期維持管理業務開始からII 期維持管理業務開始までの違約金についてご教示下さい。	I 期維持管理業務開始（平成31年3月）からII 期維持管理業務開始（平成34年3月）までの間に契約が解除された場合は、当該期間のサービス対価E及びGの合計額を3で除した額に当該事業年度のサービス対価Fの合計額を加えた額の100分の10に相当する金額となります。

■共有認識事項

No.	項目	内容	回答
73	違約金にかかる質問 回答の明確化について	事業契約書(案)に関する質問回答No. 68（事業契約第75条第4項関連）では、『(施設引渡し以後の事業者の責めに期すべき事由による契約解除等について) サービス対価E及びGについては、Ⅱ期供用開始後の維持管理・運営業務に係る対価（平成34年4月から平成49年3月まで）を15で除した額の100分の10とします。サービス対価Fについては、合計額の100分の10に相当する額とします。』とありますが、第75条第4項の規定や、第10条（契約保証金）の規定と同様の規定であるべきと思われ、サービス対価Fについても、Ⅱ期供用開始後の修繕・更新業務に係る対価（平成34年4月から平成49年3月まで）を15で除した額となるのではないのでしょうか。	「事業契約書（案）に関する質問に対する回答」No. 68で「サービス対価Fについては、合計額の100分の10に相当する額とします」とした部分を「サービス対価Fについては、当該事業年度の合計額の100分の10に相当する額とします」とし、契約書において修正します。
74	施設利用者の責による 破損等の責任区分 について	施設利用者の責による劣化・破損の責任区分について、事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.78で不可抗力に含まれないとの回答が示されましたが、これは、要求水準書（案）に関する質問に対する回答No.152にあるとおり、事業者が善管注意義務を果たしていれば、市の負担ということによろしいのでしょうか。	契約書における不可抗力には該当しませんが、施設利用者の責めに帰すべき事由の場合であり、かつ、事業者が善管注意義務違反でないことを明らかにした場合は市の負担となります。